

障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の防止について

宮城県障害者権利擁護センター
小澤 好子

出典：平成30年度 厚生労働省
障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修

平成29年度 障害者福祉従事者等による障害者虐待についての対応状況

- 相談対応・通報件数

平成29年度、全国の1,741 市区町村及び47 都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、2,374件であった。

- このうち虐待の事実が認められた事例は464件

- 主な通報届出者内訳 本人による届出20.1% 当該施設18.2%
家族・親族12.9% 設置者管理者11.4%
相談支援専門員8.3%

【障害者虐待が起きてしまったら】

隠蔽しない

嘘をつかない

現状を振り返り誠実に対応する

強度行動障害指導者養成研修の広がり

行動障害が激しい人と虐待防止

大きな虐待事件の背景には、言葉によるコミュニケーションが難しい自傷や他傷などの行動障害が顕著な自閉症の人が存在している。

平成26年の調査から、虐待を受けた障害者の概ね3人に1人から4人に1人は何らかの行動障害がある。行動障害は虐待を受けるリスクが「高い」と考えてよい。（強度行動障害支援者養成研修より）

権利擁護の理念的な知識や注意喚起だけではなく「適切な支援」の方法論を学ぶことが重要。

身体拘束・行動制限も身体的虐待である。

行動障害がある人と虐待防止

行動障害をどうとらえるか

- ・ 行動障害は本人の「わからない・伝わらない」の積み重ねからくる訴え
- ・ 「問題行動と呼ばれる行為」
自傷・他傷行為、破壊行為、奇声、異食、不潔行為など、やりたくてやっている訳ではない。本人の意思表示と考えられる。

なぜ虐待につながるか

- ・ 自閉症の特性理解の欠如 「どう対応したらいいかわからない」
- ・ 支援技術・対応技術の不足 支援方法を教えられていない
- ・ 感情コントロールが効かない「自分でどうにかしなくては」等、チーム支援の欠如が虐待に繋がる
- ・ 支援の困難さから誤った判断で虐待へ 支援リスクの高さ

虐待の種類

身体的虐待：暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、身体を縛ったり、過剰な投薬による身体の動きを抑制する行為

性的虐待：性的な行為やその強要

心理的虐待：脅かし、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

放棄、放置：食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること

経済的虐待：本人の同意なしに（あるいは脅かすなどして）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

身体拘束・行動制限について

行動障害が起こった時、本人を落ち着かせたり、周りの状況を考えて、行動制限をすることがあります。それが本人へのマイナスになったり、倫理上の問題になる事もあります。

緊急やむを得ない場合に限り、身体拘束をすることがありますが、その場合においても、その必要性を慎重に判断し、その範囲を最小限度にとどめる必要があります。判断にあたっては適切な手続きを踏む必要があります。

【緊急やむを得ない場合の身体拘束実施】

- 切迫性** : 利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い事
- 非代替性** : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない事
- 一時性** : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事

行動制限 虐待をしないために

- ・拘束とは、行動・自由を制限することを意味します。つまり、他の身体的虐待は、行為者の行為の様態に着目しますが、身体拘束は非拘束者の身体の自由の有無に着目します。

【やむを得ず身体拘束を行う場合（条件）】

- ①切迫性 ②非代替性 ③一時性 →3要件すべてを満たす必要あり

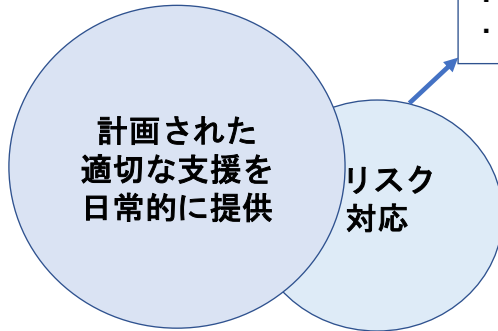
【やむを得ず身体拘束を行う場合（判断）】

- ①組織による決定（決定を行う組織体制、緊急の判断の条件を明記）
- ②個別支援計画への記載（個別支援会議で慎重に議論し詳細に記載）
- ③本人・家族への十分な説明（承諾書）
- ④必要な事項の記録（客観的な拘束状態の記録を残す）

身体拘束の範囲は、職場内で、詳細までしっかり詰めておくこと

虐待をしないために

- 強度行動障害者の対応の現場では、支援者がこれまで経験した想定以上の場面に遭遇することがあります。このような場面では、短時間に重大な判断を求められ、誤った対応を行ってしまうリスクが非常に高いのです。



【【落ち着いて対応できるために】】

- ・事前に想定される緊急時の場面を想定する
- ・その時に必要とされる対応をマニュアル化
- ・防災訓練と同様に何もないうきに練習する

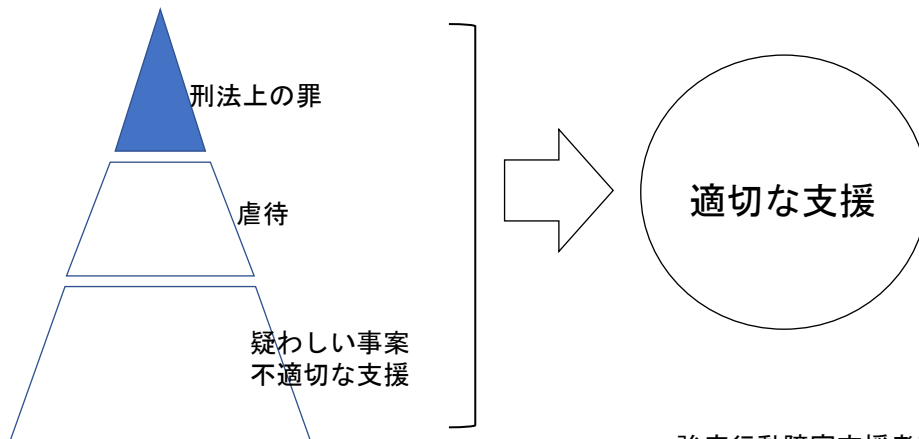
【マニュアル作成の参考として】

- ①危険にさらされている人をその場から遠ざけて安全を確保する
- ②本人や周囲の人の身体に危険が及ばないように防御する
- ③別の行動をとるように指示（手がかり）を出す
- ④その行動がおさまるまで見守る

強度行動障害支援者養成研修より

虐待をしないためには、適切な支援の提供につきる

- ・障害者の権利利益を擁護するための理念的な知識や注意喚起は必要です
- ・しかし、特に行動障害が著しい人に対しては、それだけでは不十分です。



強度行動障害支援者養成研修

身体拘束、現場の視点で

身体拘束の具体的内容

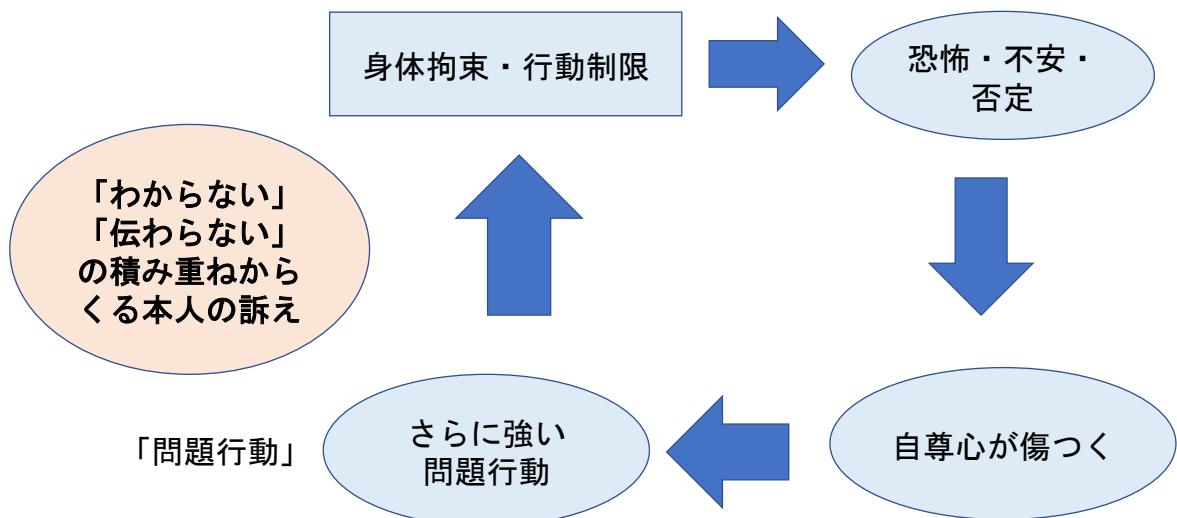
- ・ 激しい拘り行動や、不穏状態の利用者を、ホールドし行動を抑制する。
- ・ 鼻腔栄養管の抜去、術後の自己抜糸、など医療がうまく使えない、身体拘束で治療を進める。
- ・ 激しい水のみで水中毒。水道栓の止水、ふろ場やトイレに鍵、他の利用者へも影響。
- ・ インフルエンザ等の感染症にかかり、他利用者への感染を防ぐために居室を施錠。
- ・ 車いすのベルト、ベットの4点柵や拘束帯の使用で、一日中身体拘束。
- ・ 他傷、飛び出し、興奮状態、衝動性の強さで他利用者への危害防止のため、職員の配置が薄い時間は、個室対応で居室に施錠。



でもこれって・・・

自傷行為が防げない、そのままにしておくとも失明するかも。パニックの利用者、体を張って止める支援者、押さえつけることも。早番勤務者一人、相性の合わない利用者同士のトラブル、居室に鍵もあり。行動障害激しく精神薬の投与、親の思いは「それ過剰投与では・・・」でも、他の利用者へのリスクが高すぎるため、服用を進める。

行動制限の負のスパイラル



振り返ってみよう

「虐待防止法」施行以来どんな実践を重ねてきましたか？

虐待防止委員会は作ってみたものの・・・

虐待防止委員会の役割

1、虐待防止のための体制づくり

虐待防止マニュアル・チェックリスト・掲示物

外部者の声を聴く体制等

2、虐待防止のチェックとモニタリング

チェックリストの結果、個々の課題等を虐待防止マネージャーが委員会に報告

3、虐待発生後の対応

委員会の開催・改善計画・研修計画・虐待者の規程に添った処分

意識していますか？ 機能していますか？

振り返ってみよう

「虐待防止法」施行以来どんな実践を重ねてきましたか？

虐待防止マネージャーの役割

1. 虐待防止委員会と各部署のパイプ役
2. チェックリストの集計
3. 行動計画の実施
4. モニタリング
5. 虐待防止委員会へ報告（PDCAサイクル）
6. 権利擁護研修の開催

システムで解決できることは、組織の力やチームワークで出来る！

虐待が起こる前に、出来ることがある

どんな配慮があれば虐待防止につながるか

組織としての取り組み

- 法人（事業所）の理念の共有と周知：法人全体で同じ方向に向かう
⇒権利擁護や虐待防止を理念の中に謳う
- 倫理綱領や行動規範の策定や見直し
⇒虐待防止チェックリストの作成やマニュアルの活用
- 運営規程に虐待防止委員会の設置を盛り込む
就業規則への虐待禁止の記載等：一人ひとりが意識する
- 職員に対する虐待の防止を啓発
- 普及するための研修や事例検討会の実施
- 成年後見制度の利用促進
- 強度行動障害がある利用者の支援の向上
- 第三者評価、リスクマネジメント、苦情解決制度の活用

事業所での虐待を防止する

事業所内での虐待について

何故虐待は起こるか

- 支援の未熟さ ➡ 他傷行為や、破壊行為、奇声、不潔行為等への対応が困難
- 障害理解の欠如
- 支援困難、業務過多で、回復しない疲労やモチベーションの低下
- チームワークの欠如 ➡ 支援方針・方法の不統一
- 「その支援おかしい」と言えない環境 ➡ 見て見ぬふりが事業所の体質へ
- 解決しないストレスの蓄積 ➡ 働く環境の未整備
- 虐待の分析や対応への検討がされていない ➡ 施設内の構造的な問題
- 小さな不適切行為の積み重ね ➡ 深刻な虐待へと発展
- 親の施設依存の強さ ➡ やってあげているというおごり



虐待のエスカレートにより重大な問題へ

虐待を想定した事前の準備

最優先

被虐待者への対応

- 生命と身体の安全確保
虐待状況の確認、当事者の安全確保（緊急避難、安全・安心な場の確保）
- 心理面での支援
虐待を受けた事による心のケアの必要・虐待を訴える力が弱い・虐待を認識できない等から、繰り返される虐待への環境の改善
不安感や繰り返される虐待からのあきらめと無力感を持つ。
⇒エンパワメントの回復
- 虐待対応個別支援計画の策定
再アセスメント、安心して暮らす為の個別支援計画の改訂
- 家族への連絡、通報
速やかで丁寧な報告 隠ぺいやごまかしをしない 信頼関係の回復

虐待を想定した事前の準備 虐待者への対応

- 虐待事実を認定し、自己覚知を促す
- 虐待に至る背景の把握：虐待の解明
 - 誰が、いつ、何処で、どんな方法で調査し虐待事実を認定するか
- 虐待者への処遇：自宅待機、職務の制限など
- 事実判明後：人事管理としての対応、職場環境のチェック
 - 立ち直りの機会の付与、救える人を救う
 - 職員本人の身体・精神状況の把握
 - 仕事への適性をみる→不適正の場合、決断材料の収集
 - 就業規則に沿った懲罰の実施
- 問題終息：全体への告知、職員研修の実施、虐待者への教育等

通報

通報からも権利擁護の向上は得られる

ピンチがチャンス！

市町村への通報の義務

- 虐待、及び虐待の疑いがある人を発見した場合、市町村障害者虐待防止センターへの通報義務

虐待の発見→発見しやすい立場としての自覚・注意喚起

見て見ぬふりをしない、速やかな通報から、施設の密室性や閉鎖性を除去

- 通報の手順を明確化

事業所内での通報マニュアルの作成や、まず事業所内で相談できる体制を作る
組織を守ると言う観点が、通報へのブレーキとならないよう

- 報告者の明確化

公益通報者保護法の確認

虐待を発見し、公表しやすい職場環境づくり

虐待通報を受けて 事例より 1

散歩中の様子を見た通りがかりの市民より虐待ではないかと通報される

ご本人は強度行動障害で日常的に車いすで過ごされている。支援ができる職員がいるとき、環境が整えられているときのみ車いすから降りて過ごす。

【どう見られたか】

突き飛ばす・威圧的に追いかける・服をつかむ・キョロキョロと周りを伺い不振・乱暴な言葉遣い

【その状況】

突き飛ばす：背中から本人を支え、移動する方向を促しながら対応する。突き飛ばすほど強く押しはしていないが、安全な環境では本人と距離を開け背中を押しことはあるので、そう見られたのではないか。

服をつかむ：本人の体質で、腕などを持つと痣になりやすいため、接触を避ける場合や、移動する方向に促す場合は服をつかんで支えていた。

キョロキョロとあたりを伺う：車や興味のあるものとの接触を避けるため、周囲は常に首を振って見回しながら動いている。

虐待通報は義務 事例より2

【訴えられた職員の言葉】

〇様は歩くのが好きなので、広い公園で好きなように歩ける時間を作っている。周囲の人や自転車などとの接触がないように、緊張感をもって支援している。どうしても余裕がなくなり厳しい顔になっているのかもしれない。またとっさの時に「あっ」「そっちダメ」「こっち行くよー」など指示的な言葉が多くなってしまっていると思う。〇様の歩行の支援ができるスタッフが少なく、当該職員も最近できるようになってきたところであり、緊張感は強く持っている。

通報された内容については、支援の状況や本人の特性を考えて、必要な支援の一部を断片的に見た結果ではないかと考えられる。

車いすから降りて歩行ができるような支援に取り組んでおり、虐待防止委員会では、努力している部分は評価された。保護者もよく理解しているので今回は虐待と判断されなかった。保護者から心配してくれる市民がいることに感謝と厳しい中で支援している職員にねぎらいの言葉があった。

【魅せる（見せる）支援への取り組み】

常に支援はみられている。見ている人は障害特性や支援の苦労は認知していない。通報は事実関係を説明して、疑念を晴らすチャンス。普段行っている支援やかかわり方と努力している事の説明をしっかりとやる。身だしなみ、清潔感、表情にも注意を払う。利用者の服装や身だしなみにも気を配る。車いすの取り扱い、身体の支え方、誘導、移乗の仕方など支援力をつける。事前の予測と先回りした余裕の対応。丁寧なかかわり。信頼関係の構築。これらを意識すれば説明は必ずできる！見ただけでもわかる質の高い支援へスキルアップ！

- ・ 障害者虐待防止のためには、法律を遵守し、誠実な施設・事業所の運営、支援の質の向上が重要です。
- ・ なぜ虐待が起こるのか、その要因を探り、「その支援おかしい」と言える環境を作り、虐待が起きても速やかな通報義務を行使し、隠ぺいのない体質を作っていきましょう。
- ・ 虐待は職員個人の問題ではありません。法人や事業所の組織としての問題です。
働きやすい環境づくり、法人理念に基づいた事業運営を行い、障害特性を理解し、専門性の高い支援で、利用者の幸福な人生への支援を進めていきましょう。

宮城県障害者権利擁護センター

(委託先：宮城県社会福祉士会)

【 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 】

TEL 022-727-6101 / FAX 022-727-6102

メールアドレス

kenriyugo@iris.ocn.ne.jp